

指定申請書類チェックリスト〈通所介護・介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）〉

申請者名： _____

担当者氏名 _____

事業所名： _____

連絡先Tel _____

※ 申請書類の漏れがないように備考欄をよく読み、各項目について確認欄の事業者の列にチェックを入れ、申請書類とともに提出してください。

No.	項目	新規	更新	確認欄		備考
				事業者	受付	
1	申請書	◎	◎			【通所介護】 新規 指定・開設許可申請書 第1号様式（第2条関係） 更新 指定更新・開設許可更新申請書 第2号様式（第3条関係） 【介護予防通所サービス】 新規 指定第1号事業所指定申請書 第1号様式（第2条関係） 更新 指定第1号事業所指定更新申請書 第2号様式（第4条関係）
②	付表	◎	◎			通所介護…付表6-1 介護予防通所サービス…付表A-3 共生型居宅サービス ・生活介護事業者用…付表6-2 ・自立訓練（機能訓練）事業者用…付表6-3 ・児童発達支援事業者用…付表6-4 ・放課後等デイサービス事業者用…付表6-5
③	登記事項証明書（全部事項証明書）	◎	/			※法務局登記印の原本（発行後3ヶ月以内のもの） ※定款等の内容と一致しているか ※共生型居宅サービスは不要
④	事業所の平面図	◎	/			（参考様式1） ※各区分の用途、面積を明示すること ※併設事業所との共用設備がある場合には、色分けにより共用部分を明示すること ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真を添付 ※共生型居宅サービスは不要
⑤	設備及び備品の概要を記載した書面	◎	/			（参考様式3） ※サービスの提供に必要な設備及び備品（静養室、相談室等）の概要を記載 ・上記設備等の概要が分かる写真を添付 ※共生型居宅サービスは不要
⑥	事業所が消防法令に適合していることを証する書類	◎	/			・消防法令適合通知書を添付 ※共生型居宅サービスは不要
⑦	事業所が建築基準法令に適合していることを証する書類	◎	/			※次のいずれかの書類を添付 ・確認済証の写し及び検査済証又は工事完了届の写し ・福祉事業施設事前協議書【建築部局用】 ・その他事業所が建築基準法令に適合していることを証する書類 ※共生型居宅サービスは不要
8	運営規程	◎	△			※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか
						①事業の目的及び運営の方針
						②従業者の職種、員数及び職務の内容
						③営業日及び営業時間
						④サービス提供時間・延長の有無等
						⑤指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員（単位ごと）
						⑥指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容
						⑦利用料その他の費用の額
						⑧通常の事業の実施地域
						⑨サービス利用に当たっての留意事項
						⑩緊急時等における対応方法
						⑪非常災害対策
				⑫その他運営に関する重要事項		
9	利用契約書	◎	/			
10	重要事項説明書	◎	/			

No.	項 目	新規	更新	確認欄		備 考
				事業者	受付	
⑪	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	◎	△			(参考様式5) ・苦情内容の記録様式を添付 ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか ※共生型居宅サービスは不要
						①利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者
						②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理の体制及び手順
						③その他参考事項
⑫	事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	◎	◎			(参考様式6-1) ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか
						①管理者及び従業員全員の毎日の勤務時間 (新規 … 事業開始予定日から1ヶ月分) (更新 … 申請書記入日の前月分)
						②職種別に区分して記載
						③従業者の勤務時間、始業時間及び終業時間
						④従業者の常勤・非常勤の別 ⑤従業者の専従・兼務の別
⑬	サービス提供実施単位一覧表	◎	/			(参考様式7)
⑭	従業者の雇用契約書等の写し	◎	/			※事業所と雇用関係にあることを証するもの
⑮	従業者の資格証の写し	◎	◎			※原本証明は不要 (介護職員に係る資格証は提出不要)
⑯	生活相談員の従事証明書	○	○			(参考様式8-3) ※生活相談員が社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士でない場合のみ必要
17	居宅介護サービス費(第一号事業支給費)の請求に関する事項	◎	/			【通所介護】 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類 【介護予防通所サービス】 ・第一号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2-4) ・第一号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類
18	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	◎	◎			(参考様式9)
⑰	組織体制図	◎	◎			※事業所内の組織体制 (当該事業以外に実施している事業がある場合は、法人全体の組織体制) ※従業者名を記載する等により、兼務関係が分かるようにすること
⑱	個人情報使用についての同意書	◎	/			
⑳	開設場所(土地、建物等)の権原を示した書面	◎	/			
㉑	非常災害対策に関する具体的な計画	◎	/			・防火管理者選任届出書の写し ・消防法施行規則第3条に規定する消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画(マニュアル)
㉒	人員基準チェックリスト	/	◎			※必要事項を記入すること
24	手数料(浜松市収入証紙)	◎	◎			※証紙貼付用紙へ浜松市収入証紙を貼付 【地域密着型サービス】 【第1号事業(現行相当)】 新規 … 20,000円 新規 … 15,000円 更新 … 10,000円 更新 … 8,000円
25	その他	◎	◎			・損害賠償保険証書の写し ・社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(参考様式16)(更新時は不要) ※共生型居宅サービスは不要

備考

「No.」欄について

- 番号の欄に○がついているものについては、地域密着型通所介護と介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）を同時に申請する場合、内容が同じ場合は、介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の申請書への添付を省略することができる。

介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の新規申請する際に既に地域密着型通所介護の指定を受けている場合は、5～8、11、12、24～26の添付を省略することができる。

「新規」、「更新」欄について

- ◎ 必ず添付が必要な書類
- 該当すれば添付が必要な書類
- ／ 添付を必要としない書類
- △ 既に市に届出ている内容に変更がなければ添付を必要としない書類